

「営繕工事における入札時積算数量書活用方式」の試行について

下関市

概要

○入札参加者に、発注者の示す数量書「入札時積算数量書」の活用を促す。

○契約後、入札時積算数量書の積算数量に疑義が生じた場合に、受発注者間で協議し、必要に応じて数量を訂正し請負代金額を変更することを契約事項とする。

○対象工事
令和7年4月1日以降に入札公告する営繕工事（新築工事）

